

3月4日の本会議において、総務常任委員会に付託を受けました議案第2号から議案第5号、議案第13号、議案第14号、議案第30号、および議案第31号の8議案につきまして、3月15日に開催した委員会の審査経過および結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第2号 湖南省事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について、事務を移管することで学芸員のような文化財等専門的知識を有した職員と移管した領域の業務との切り離しにはならないのかとの質疑に対して、現在教育委員会には、埋蔵文化財等を専門にする技師が1名と、学芸員はいますが、資格を持っているだけで、それを生かすべき博物館等はありません。今回の人事異動で市長部局へ異動するかは未定ですが、そういった資格が組織で生きるとよいと思っておりますとの答弁がありました。

議案第3号 湖南省職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、教育部局から7名の異動の内訳についての質疑に対して、スポーツ振興・文化財活用へ業務の増加等を見込んだ異動ですが、詳細については現在のところ未定ですとの答弁、福祉部局3名の増員についての質疑に対して、増加する重層的支援等の行政ニーズに応じていくことや、市内4箇所を設置される地域包括センター制度対応への増員で、必ずしも新規採用職員というわけではなく、現在の職員とあわせた異動ですとの答弁がありました。

議案第4号 湖南省公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、今回改正した目的についての質疑に対して、公益法人等への派遣に関して、派遣できる団体を法律で規定しており、同法の第2条第1項において4つの号で規定している団体等を、現行の湖南省の条例では派遣の必要性から2つの号により派遣団体を定めています。今回の条例改正では、他の2つの号に該当する団体等に派遣する可能性があることから、今回、法律と同じ規定となるよう、派遣できる団体を規則で定めるものと答弁がありました。この規則で定める具体的な団体についての質疑に対して、公益財団法人全国市町村研修財団、公益財団法人湖南省文化体育振興事業団、社会福祉法人湖南省社会福祉協議会、一般財団法人地域活性化センターの4団体です。その他に、只今、NPO法人で1つ調整中ですと答弁がありました。また、その4団体は現行の、第2条の第1項第2号の規則に定めるものと同じということかの質疑に対して、4団体は既存の条例の第1号または第2号に該当していますが、国の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第2号が、今法律が

第3号に変わっていますので、改正が必要になります。しかし、法第2条第1項各号という形にしておけば、国の法律が変わっても、市の条例をそのたびに変える必要がありません。他市でも取り入れていることから、今回、湖南省もこのような形の条例の改正を行いましたと答弁がありました。

議案第5号 湖南省職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正内容についての質疑に対して、育児休業を取得する事が出来ない職員として、一定の要件に該当する非常勤職員以外の非常勤職員を追加したこと、非常勤職員の育児休業の期間の明記や育児短時間勤務および部分休業の取得および、妊娠または出産について申し出があった場合勤務環境の整備に関して措置を講ずる事を明記しましたとの答弁がありました。改正についての職場の理解が必要ではとの質疑に対して、引き続き周知に努めますと答弁がありました。

議案第13号 湖南省消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、広報活動や消火栓の点検作業の報酬が無い理由についての質疑に対して、広報活動は強制的でないことや、消火栓の点検については消防団全体の活動ではなく、各区に特化した活動のため、報酬は見えていませんでしたが、消火栓の点検作業への立ち会いや報酬に関して、消防団の団長を含めた幹部と今後検討していきますと答弁がありました。金額等の基準についての質疑に対して、国の基準1日7時間45分7,000円から8,000円程度を参考に1時間1,000円とし、近隣では、草津市、守山市、栗東市、竜王町、日野町と同一ですと答弁がありました。また、現状定員に対して団員数は、との質疑に対して、定員300名に対して、286名在籍で14名の欠員については、増員啓発に努めますと答弁がありました。請求に伴う消防団の事務の負担についての質疑に対して、自己申告に基づいたもので様式が確立された請求であり問題ないと答弁がありました。

議案第14号 湖南省消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、特段の質疑はありませんでした。

議案第30号 湖南省議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び湖南省特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、特段の質疑はありませんでした。

議案第31号 湖南省職員の給与に関する条例及び湖南省一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、次年度新規採用

職員についての質疑に対して、新規採用職員については、12月に支給されておられませんので、減額はありません。今3月で退職される職員には影響はありませんが、再任用される職員については、減額がありますと答弁がありました。

以上が質疑の概要であります。その後、各議案に対して討論はなく、採決を行いました。

その結果、議案第2号から議案第5号、議案第13号、議案第14号、議案第30号および議案第31号の8議案、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。